

平成25年度第1回向日市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

(1) 日 時 平成25年11月19日(火) 午後2時00分～午後3時15分

(2) 場 所 向日市役所3階大会議室

2 会議を構成する委員数及び出席者の数

(1) 会議を構成する委員数 15名

(2) 出席委員数 12名

1号委員 川 崎 雅 史

” 河 野 恵 子

” 稲 本 收 一

” 中 山 宇 一

” 西 田 一 雄

2号委員 飛鳥井 佳 子

” 西 川 克 己

” 富 安 輝 雄

” 中 村 栄 仁

” 山 田 千 枝 子

3号委員 大 石 耕 造

4号委員 長谷川 勤

[傍聴者] 0名

3 議事

(1) 京都都市計画生産緑地地区の変更について(付議)

(2) その他

平成25年度 第1回 向日市都市計画審議会

日時：平成25年11月19日

開会 午後2時00分

○事務局　それでは、定刻でございますので、ただいまから平成25年度第1回向日市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます巖嶋と申します。どうぞよろしくお願い致します。

まず最初に、審議会委員の交代についてであります。向日市都市計画審議会条例第3条及び同運営規則第5条第2号委員及び第3号委員に異動がございましたので、御紹介させていただきます。

2号委員は、市会議員からなる委員でございます。ことしの8月に役員の改選が行われ、そのことにより委員の交代があったものでございます。

向日市市議会議員の中村委員でございます。一言お願いします。

○委員　中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　西川委員でございます。

○委員　西川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　富安委員でございます。

○委員　富安でございます。今回、初めて審議会委員のほうに入らせていただきました。また皆様方の御意見をお聞かせいただきながらしっかりと学んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局　なお、飛鳥井委員、山田委員につきましては、引き続きお世話になります。よろしくお願い致します。

次に、3号委員は、関係行政機関からなる委員でございます。この4月の人事異動により、新たに京都府乙訓土木事務所長になられました大石委員でございます。

○委員　大石でございます。いつも京都府政にはいろいろお世話になっておりまし

て、ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 委員の異動につきましては、以上でございます。

それでは、議事にお入りいただきます前に、本日の委員の御出席状況を報告させていただきます。

現在、御出席の委員は12名でございます。本審議会条例第1条に定める定足数を満たし、会議が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、川崎会長、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、皆さん、また御忌憚のない御意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。早速ではございますが、このあと議事進行のほうへ進めさせていただきたいと思います。

本審議会は原則公開ということで運営をしております。本日の審議事項につきましては、向日市の情報公開条例第6条各号のいずれかに該当して非公開とすべき情報は含まれておりません。

したがって、本日の議題につきましては、会議を公開にすることにしたと思います。

また、本審議会の会議録でございますが、市ホームページにおきまして公開となりますので、あわせてよろしく願いをいたします。

それでは、ただいまより、平成25年度第1回向日市都市計画審議会を開催いたします。

最初に、事務局のほうから、本日の議事と資料の確認をお願いいたします。

○事務局 本日の議事は、付議事項が1件でございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に配付させていただきました資料を御用意願います。都市計画審議会生産緑地の変更について（付議）という資料を事前に配付させていただいているかと思っております。

引き続き、本日お配りしました資料としましては、本日の次第と都市計画審議会の委員名簿、それと京都都市計画生産緑地地区の変更に伴う説明資料ということでホッチキスどめになっている資料、事前に配付させていただいているものを入れて4種類ということになっております。足りないとか汚れているものがありましたらおっしゃっていただけたら交換いたしますので、大丈夫でしょうか。

それでは、会長、よろしくお願いします。

○会長　それでは、議案第1号の京都都市計画生産緑地地区の変更につきまして、これを議題とさせていただきます。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、議案第1号、京都都市計画生産緑地地区の変更につきまして説明をさせていただきます。私は、市街地整備課の白杵でございます。よろしくお願いいたします。座らせて説明させていただきます。

説明につきましては、事前に送付させていただいております議案書第1号及び本日お配りしました資料に従いまして説明をさせていただきます。

さて、本市では、生産緑地法第3条第1項（生産緑地地区に関する都市計画）の規定に基づき、都市計画法第8条第1項に定める地域地区として、生産緑地地区を定めているところでございます。

今回、この生産緑地地区を変更しようとする地区は、生産緑地法に基づく買い取り申し出後の行為の制限が解除されている地区について、都市計画法第21条第1項の規定に基づき変更を行うものでございます。

それでは、議案書1ページにあります変更計画書をごらんください。

変更を行います地区は4地区ございまして、生産緑地地区を廃止する地区が3地区、地区内の一部を廃止する地区が1地区でございます。それぞれの位置につきましては、議案書の3ページに1万分の1の総括図を添付しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

まず、地区の廃止となります寺区－１は、総括図の上側の中央部に黄色で表示させていただいている箇所であります。

次に、同じく廃止となります森本－９と鶏－２２につきましては、総括図中央に黄色で表示させていただいている箇所であります。

次に、鶏－１９につきましては、総括図の右下あたりに一部の廃止となります箇所を黄色で表示させていただいております。

また、総括図の緑色で表示させていただいている箇所は、変更後の生産緑地地区でございます。

次に、市域全体の変更前後の内容を、お配りしました資料１ページの新旧対照表で示しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

この資料１ページに示していますように、市域全体の変更内容は、地区数が８９地区から８６地区に、また、面積は約１７．７７ヘクタールから１７．１２ヘクタールに変更となります。

それでは、地区ごとに変更内容の説明をさせていただきます。

まず初めに、議案書４ページ以降に各地区の位置を示す計画図と、あわせましてお配りしました資料４ページの生産緑地地区・変更調書をごらんいただきますようお願いいたします。

この資料４ページの変更調書の上の表では変更の内容を、下の表では買い取りの申し出から解除までの経過と理由を記載させていただいております。

また、５ページでは、買い取りの照会の状況を記載しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

それでは、まず初めに、寺区－１から説明をいたします。

寺区－１につきましては、０．０９４ヘクタールの地区が廃止となります。位置につきましては、議案書４ページの計画図で黄色で表示させていただいている箇所でありまして、また、お配りしました資料４ページにあります変更調書では、寺区－１の変更内容と経過理由を記載しておりますのでごらんください。

まず、寺区－１のうち、正田１１－５及び１２－５につきましては、主たる従事

者の故障を理由に買い取りの申し出をされ、次に、正田 1 1 - 3 と 1 2 - 3 につきましては、小作をされていた隣接地の所有者が故障をされたため小作権を解除されました。このようなことから、平成 2 5 年 2 月 8 日に両所有者から生産緑地法第 1 0 条に基づく買い取りの申し出をされました。

この申し出に基づき京都府乙訓土木事務所及び庁内の関係課に買い取りの照会をし、また、向日市農業委員会に買取者などのあっせんの依頼をしましたが、双方とも、買い取らないとの回答がありました。

その後、買い取りの申し出から 3 カ月経過した平成 2 5 年 5 月 8 日に生産緑地法第 1 4 条に基づく行為の制限が解除となった地区について、都市計画法に基づく生産緑地地区の廃止をするものでございます。

次に、森本 - 9 を説明いたします。

森本 - 9 につきましては、0. 0 5 9 ヘクタールの地区が廃止となります。位置図につきましては、議案書 5 ページの計画図をごらんください。

この計画図で黄色で表示している箇所が廃止の箇所でありまして、お配りしました資料 4 ページの変更調書では、寺区 - 1 の次に森本 - 9 を記載しており、森本 - 9 の変更内容と経過理由を記載しておりますので、ごらんください。

この森本 - 9 につきましても、主たる従事者の故障により生産緑地法第 1 0 条に基づき、平成 2 5 年 3 月 7 日に買い取りの申し出があり、京都府乙訓土木事務所や庁内の関係課に買い取りの照会をし、また、向日市農業委員会に買取者などのあっせんの依頼をしましたが、双方とも買い取らないとの回答でありました。

その後、買い取りの申し出から 3 カ月経過した平成 2 5 年 6 月 7 日に生産緑地法第 1 4 条に基づく行為の制限が解除となった地区について、都市計画法に基づく生産緑地地区の廃止をするものでございます。

この寺区 - 1 と森本 - 9 の 2 地区におきます行為の制限解除につきましては、都市計画審議会委員の皆様方に 7 月に御報告させていただいている内容でございます。

次に、鶏冠井町の一部を廃止とする鶏 - 1 9 と地区を廃止する鶏 - 2 2 について説明いたします。

まず、議案書 6 ページには鶏 - 1 9、続いて議案書 7 ページには鶏 - 2 2 の計画図を示しており、廃止となる箇所を黄色で表示しております。

また、お配りした資料 4 ページの変更調書では、先ほどの森本 - 9 の下に鶏 - 1

9、そして、鶏－19の下に鶏－22の変更内容及び経過理由を記載しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

この両地区につきましては、同じ所有者であり、この所有者である主たる従事者が故障されたため、生産緑地法第10条に基づき、平成25年7月12日に買い取りの申し出をされました。

このため、買い取りの照会を京都府乙訓土木事務所や市内の関係課に行い、また、向日市農業委員会に買取者などのあっせんの依頼をしましたが、双方とも買い取らないとの回答でありました。

その後、買い取りの申し出から3カ月経過した平成25年10月12日に生産緑地法第14条に基づく行為の制限が解除となった地区について、都市計画法に基づく生産緑地の廃止をするものでございます。

このようなことから、都市計画法に基づく生産緑地地区である鶏－19は、面積を0.64ヘクタールから0.21ヘクタールに変更し、鶏－22は0.065ヘクタールの地区を廃止するものでございます。

地区ごとの説明は以上でございますが、今回変更する地区は、いずれも生産緑地法第10条に基づく買い取り申し出後に、生産緑地法第14条に基づく行為の制限が解除になった地区でございます。

以上が、議案第1号、京都都市計画生産緑地地区の変更内容でございます。

なお、本変更案につきましては、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、向日市役所にて公衆の縦覧を平成25年10月9日から10月22日までの2週間行いましたところ、縦覧された方はなく、意見書の提出もございませんでした。

以上で、京都都市計画生産緑地地区の変更についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

生産緑地地区の変更ということで、これは定例ですね、こういう形で買い取りの申し出廃止という粛々と手続が進んでいるようでございますが、ただいまの御説明がありました。新旧対照表のほうにも若干トータルで見れるということでございます。

では、これにつきまして御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

○委員 この生産地区の変更の理由というのは、農業従事者の方の故障で小作権解

除というのがありますけれど、故障がすごく多いなということで生産緑地がなくなるということが非常に私は寂しいという思いをもって、個人のものですし、それをとめるということはなかなかできませんけれども、1つは、今後の農業従事者の故障というものが予想はできないんですけど、年齢とかそういうことなんかも関係あるのかなと思うので、その辺なんかの調査とかそういったことをされているのかということと、いつもこれは全て決まってから都市計画審議会に申請されるわけでなんですけれど、今現在の状況は何か変わったり変更という予定があるのかどうかということ伺いたいのと、もう一つは、17.77ヘクタールから17.12ヘクタール、89地区から86地区ということで3地区減ってるわけなんです。ヘクタールにしても0.65減っていると思うんですが、この辺の減りようで生産緑地のあるべき姿、向日市としてどのぐらいのものを生産緑地として残していくという目標があると思うんですが、その点と今の状況について、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○事務局　まず調査でございますが、特に生産緑地の方がどういう健康状況とか年齢とかについての調査は行っておりませんが、解除される場合は年齢、御病気、相続と、その3つが大きな柱でございます。

それから、今後の生産緑地の適正な数ということでございますが、私どもといたしましては、現在残っている市街化区域の生産緑地については、できるだけ残していきたいと、このように考えておりますが、数字といたしましては今でも17.12ヘクタールしかございませんので、これにつきましては市内の潤い、防災の観点等々ございますので、可能な限り残せるよう支援してまいりたいと考えております。

現在の状況につきましては、今回審議会に付議させていただいた案件のみでございます。

以上でございます。

○会長　他によろしいでしょうか。

○委員　病気、高齢、相続、この関係だというのは大体わかる。御病気は若くてもなってる方もいらっしゃいますし、これはわかりませんが、高齢とかいうのでは、相続なんかに関係すると思うんですけど、これの調査というのは、何らかの方向で考えて調査する必要があると思うんです。

生産緑地をできるだけ残したいということも目標としてあるならば、やはりこの状況をきちっと把握しておいて、何か手を打っていくということを考えていくことがあ

と思うんです。

ですから、ちょっと調査をしていただきたいなということと、それから、先ほど部長が言われましたけれど、防災と自治体というのは、もうなくてはならない問題だと思うんですね。そういったときに、やっぱり防災の部分では、国交省の指定地域に住宅密集地域というのが2つ向日市内にあるんですね。大牧だとか下森本の方なんですけど、やはりそういうところもありますので、本当に火災にしても類焼とかいろんなことがありますので、この生産緑地を残すためのいろんな努力、防災もこれから考えていくなれば、どういう努力をこの間されてきたのか、そういった点についても少しお伺いしたいと思います。

○事務局　まず、調査でございますが。一概に御病気になられたり故障されても後継者のおられる場合とか、お子さんがおられる場合がありますので、一概に調査と申し上げましても、死亡された場合もそうなんですけども、農家を継がれて相続税を一部お支払いされるために解除する場合もございますし、非常にプライバシーの中の中まで入っていかねばならないと思いますので、非常に困難であると、かように考えております。

それから、現在までの努力でございますが、行政といたしましては、御相談に来られた場合、解除をしたいというときに、特に後継者の方がおられるかとか、あとは、どういう理由であるかということとは差し支えない範囲でお伺いして、できるなら残していただきたいということをお願いするのがそれが努力かなと思いますけど、やはり御家庭に事情がありますので、それについて踏み込んだことについては今のところできない、不可能であろうかと、かように考えております。

○会長　よろしゅうございますか。

○委員　もう一つだけ。努力の点なんですけれど、踏み込んだところまでできないというのは、確かにそうだと言えますけれど、ただ、行政としてその土地を買い取るとか、防災やいろんな面からも公園とか緑地率の問題とか、そういういろんな問題を考えてやられたという、そういうことを実際にはあったのか。その点についてもお伺いします。

○事務局　今の買い取り申し出がございましたので、そのときに買い取りという回答はさせていただくことができるんでございますが、行政として急に出てきた場合、特に利用等について計画がございませんので、今まで買い取りについては行っていません。

状況でございます。

他都市におきましても、余り買い取ったという事例はお聞きしておりません。

○会長　今の御質問で、例えば緑の基本計画で緑地率等としては他都市であれば何％というのを大体決めている。目標値というのがあるかと思いますが、そういうのはこちらでは、やられているというふうに、ここの審議会では関係ありませんが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局　緑の基本計画の中で緑地率というのを調べております。その中で、平成19年に調査したんですけども、緑地率が30％、この緑地率の中に公園面積もあるんですけど、生産緑地が平成19年で約18.5ヘクタール、公園面積が約6ヘクタールございまして、緑地率が30％、今回の11月で生産緑地面積が17.12ヘクタールに変更になったとして、公園面積が平成19年にかなりふえておりまして、7.7ヘクタールほどでございました。それで緑地率としては同じ30％を何とか確保できてる状況でございます。

○会長　ありがとうございます。

30％というと、かなり高いですね。他都市と比較しましても総量では非常に高いということが結果として出ている。

○委員　今、緑の基本計画とか、いろんなマスタープランの中で、資料3ページにあります現在の決定地区の中で、この基本計画等によって位置づけられているような土地というのは、先ほどの緑地率の関係ではそれぞれ全域が位置づけられていると思うんですね。だから、市のほうの公園がふえなければ当然これが減ってくるので、何とかして残していく必要があるんじゃないかと。

そのときに、いつもお話が同じように繰り返されるかもしれませんが、市が買い取れない理由が、計画がないということと、財政状況を勘案してということで、この2つの理由になっているんですけども、計画がないというのは、緑の基本計画によって位置づけられているという点では計画がないというのはいい過ぎるんじゃないかなというのが1つあるんですけども、もう一つ、確かに買い取りというのは難しいと思うんですけども、借地みたいな形の利用の仕方を土地提供者とあわせて一緒に考えていけるような枠組みを今後つくっていく必要があるんじゃないかと。

借地でいきますと、そんなに費用が買い取りほどかからないので、そういうようなことを何らかの形で計画の中に位置づけたり予算の中に位置づけて、残していけるよ

うにして、新しく緑が公園等に増えれば、場合によっては借地を離していくということも含めて考えていく必要があると思うんですけれども、いずれにしても、そういうアクションを何らかの形で計画していかないと自然に緑がなくなっていくし、特に一団に固まっているような緑というのは非常に今後も貴重なので、何かそういうことが守れるような施策的な展開を日々検討していただければありがたいと思うので、借地が可能性としてあるのかなのかということと、もう一つ、買い取りというとき宅地並みの課税になっているから、宅地的な評価で相当高くなっているのか、現在は農地的な利用だから、ある意味で現在の宅地よりも相当安く買えるんじゃないかというふうに思うと、そういう価格的な問題を何か解決する方法を考えていくということも御返答願いたいなと思うんですけれども。

○会長 貴重な御意見、ありがとうございます。

いかがでございますでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。

まず、借地につきましては、各市の状況を一度よく調査し、生産緑地を借り入れるような事例があるかないかを少し調査してまいりたいと思います。

それから、買い取り価格につきましては、生産緑地を解除した後、宅地並みの土地で買い取る必要がありますので、これにつきましては、价格的にはもちろん建物が建っておりませんので、建物の補償等は不用でございますので、そういう意味では普通の土地よりは造成もされてませんので若干安いとは思いますが、基本的には宅地並みということで御理解いただきたいと思います。

○委員 今、西田さんのほうから大変すばらしいお話がありまして、寺戸財産区さん、はりこ池とはりこ山の保全に行政も力を発揮していただいて民有地を買っていただいて、はりこ山がそのまま残るということになって大変喜んでいるわけなんですけど、この前、立命館大学の調査がありましたところ、3世紀の前方後円墳というのは日本で10本の指に入る、いうならば奈良の箸墓古墳に匹敵する卑弥呼の墓かもしれないというぐらいのすごい偉大な五塚原古墳であるということで、寺戸大塚とか元稲荷とかありますが、それよりももっと古い非常に重要な文化財であるということがわかりました。花道があるんですけれども、それが発見されたんですけど、そのお墓のところに傾斜した花道があるということは、やはり相当な墓であるということで、埴輪が出てこないというのは一番古い前方後円墳であるということで、向日市の非常に重

大な歴史遺産の山を守っていただいている寺戸区さんに非常に感謝してるんです。はりこ池の水を頼りにやってる農家の方もまだいてくださるんですけど、このはりこ山を2代前の民秋市長は自然公園であるとおっしゃっていましたが、ここを寺戸区さんと協力し合いながら、もう少し農学部の方とか市民の公募委員で行われたワークショップをはりこ山を探索道をつけたり植樹をしてナラ枯れの後をちゃんと保全していこうという運動もありますので、ぜひこのはりこ山周辺エリア、まちの中心部にありますし、竹の径は京都市側にありますので、余りふだん人が行かないということですから、市役所に近いすぐそばのはりこ山の自然というものを寺戸区さんばかりに御苦労いただかなくて、市ももっとお金を出して、すばらしい向日市の文化財と自然景観のオワシスとして野鳥もたくさんいますし、ナラ枯れの後始末もいよいよ終わりますので、ぜひそちらの方向にも計画を立てていただけたらありがたいなと思います。

○会長 ありがとうございます。

いかがでございますでしょうか。御提案、御意見。

歴史文化遺産というものを中心に新たな景観緑地の利用計画の一つの御提案というふうに承りいたしました。

○事務局 この地域は以前から委員の皆さんも御存じかと思いますが、平成19年に市街化区域から市街化調整区域に変更いたしまして、それで保全をしていくということで、都市計画の変更を行いました。逆線引きを行った話でございます。保全につきましては、所有が大字寺戸財産区でございますので、財産区管理会と十分調整をさせていただいて進めてまいりたいと、かように考えております。

文化財につきましては、文化財のほうで御返答いただきたいと、こういうふうに考えております。あくまでも私どもといたしましては、寺戸財産区さんと今の緑地の関係については私どもで御相談させていただきますけれども、古墳そのものの保存とか価値等につきましては、文化財担当部局がございまして、そちらのほうの担当部局ではないかと、かように考えております。

○会長 今の御意見は、直接の文化遺産をどうのこうのというだけでなく、その周辺の道づくりであるとか、いろんな場所づくりで景観緑地の保全とともに積極的に活用していったらどうかという御提案だったと思いますので、どうぞよろしく願います。

○事務局 わかりました。御提案をいただいております。

○委員 7.67平方キロという小さなまちの中心部にあるはりこ池なんですけど、やはりこの小さなまちで一番弊害なのは、その行政の縦割りなんですよね。財産区は総務で道路や市街化整備は建設土木の関係で、それでそういう文化財の保護は埋蔵文化財の方とかいうふうに皆さんそれぞれ小さいまちだから調整し合えばいいんだけど、なかなかそれが一緒に大きな計画としてならないというのが非常に残念だと。

五塚原古墳に立命館の先生や学生もたくさん来られて、日本中からあふれかえるほどの人が見学に来られて調査のときは京都新聞にもでかでかと大きく出た。ふるさとの自然をもう少し認識をしていただいて、放っておくとどんどん荒らされていきますので、やはりそのところは総合計画もあるんですし、もう少ししっかりと連携をとって、各部局がそのための部長会議とかあると思うんです。そういうところで向日市の自然を一体どうするかと、緑地率を守り増やすためにはどうするかとか、そういう話を時に任せずに先手を打って他市のように保全をしていく、そういうことを取り組んでいただかないと困ると思うんですけど、どうでしょうか。

○会長 いかがでしょうか。都市計画の審議会の案件ということとまた別の話だと思うんですが、例えば私の経験でいうと、他都市であると景観行政団体とかで景観基本計画だとかを作ってる中で、緑地の景観緑地だとか、その周辺の文化的な景観の指定だとか、いろんなことをやってるところはございますので、またそれは、ちょっと都市計画審議会とは別途にすべきことの御提案だというふうに。いかがでしょうか。何かもし御意見等ございましたら。

○事務局 今も委員長さんも御意見がありましたように、景観につきましては、まちづくり審議会等で御審議いただいておりますので、審議会の中で今のような御意見が出たことを御報告いたしたいと、かように考えております。

○会長 どうぞ。

○委員 私も余り都市計画の審議会というテーマにはそぐわないかもしれないんですけど、西田委員さんが言われたことにちょっと関連してなんですけど、向日市の高齢化率というのは、そんなにまだ高くないかなというのはあると思うんですけども、団塊の世代が65歳、75歳と、要介護率が高くなる年代までには10年ちょっとぐらいなんです。となると、特に男性の退職者というのは閉じこもりがちになるというのがよく言われているんですね。

ですので、ここに医療費も高騰していくとか、介護のほうでも今、要支援の方が介

護保険の方から外れていくんじゃないかということで審議されているわけなんですけど、そういう人たちの健康づくりであるとか、認定を受けない人たちまでが元気でいただくということでいくと、やっぱりこの生産緑地といいますか、こういうところを少し活用していくというような考え方も要るのかなというのがありますので、福祉の方と都市計画ではないんですけど、こういう土地利用的なところとの関係といいますか、連携しながら、どういうふうに健康づくりをしていくかということもひとつ考えていただければいいかなというふうには思っています。

私も向日市に大分長いこと住んでいたんですけど、今は長岡京市に引っ越して10年ぐらいになるんですけど、結構、市民農園があるんですけど、向日市の場合、市民農園が今どれぐらいあるのかわからないんですけど、そういうふうな形の中で利用できればいいのかなというのとか、後は、せっかく商工会のほうでも辛口といいますか、そちらの方で売り出していますので、何かそういう生産できるようなものとか、タイアップできるというものがないとか、おそばとかもつくったりしているところも増えてきてますけど、それもあちこちでやり出すと余りブランドにはならないんですけども、何かそういうことの利用であるとか、市民さんも巻き込んだ形の中で生産緑地も有効に活用できるような、西田さんもおっしゃるように借地なんかの形で利用できたらいいかなと私も思いました。

以上です。

○事務局　健康づくりで貴重な御意見をいただきまして、今の市民農園でございますけれど、市が開設している市民農園は2カ所ございます。物集女のほうと上植野の方でございます。これは両方とも市街化区域に近接した市街化調整区域で農園をお貸ししてあります。それで、両方とも盛況でございまして、大体応募が1.5倍ほどの応募でございます。

ただ、今、他の方も貸し農園をされておりますので、余り民業を圧迫するようなわけにはいかないの、公共としては今の2カ所で十分かなと。水もないようなところではなかなかできないので、また、車で来られたりした人の迷惑にもなってもいけないというのがありまして、なかなか適地というのがありそうでないのが現状でございます。

ただ、生産緑地のように市街化区域の中でやろうと思いますと、やはり、とめる場所とか近隣への御迷惑とかありますので、2カ所で適切ではないかなと。

最近は、農地でも指導つきというのが流行してまして、農家の方が直接指導される方法とかを市としても今、研究しております。そういう状況でございます。

今おっしゃられました、他の特産物の利用といたしましては、市としては市街化区域内、これはもう生産緑地になるんですけれども、生産緑地を借り上げるのではなくて、農家組合さんに委託してヒマワリ畑とかをやっております。

そういうことで、今おっしゃられましたように、景観の兼ね合いもございますし、そういう中で、いかに市街化区域の中で潤いを持たせていくかということで、潤いの中には非常に緑が重要かと思っておりますので、今後とも調査研究をして取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○会長 他、いかがでございますでしょうか。どうぞ。

○委員 先ほどは生産緑地をめぐる状況を聞かせていただいたと思うんですが、向日市を見てバランスっていうのも非常に大事かなというふうに思いまして、生産緑地の緑の部分をしっかりを見ながら、それには何が適応するのかということもシミュレーションして防災対策目線とか、あとは地産地消のそういう目線でもやっぱり考えていくべきではないのかなというふうに思うんです。

その点についてどうなのかということと、寺戸の寺区－1廃止の中で、小作権の解除のために申し出をされたということがありますね。この場所を見ていただいたらわかりますように、今、阪急洛西口駅の東口の区画整理地域なんですよね。この一部のところで生産緑地をするということについて小作できるかということで考えておられたのかもしれませんが、あの状況でほとんどがもう共同住宅とかさまざまな物が建っておりますので、こういう方はできなかつたんじゃないかなと、この寺区－1の中でね。その辺について、この方の個人情報はいろいろあるかもしれませんが、こういう小作権解除のために変更されたのは、今まであったのかということと、この小作権解除のためのやりとり、相談の内容についてお伺いいたします。

○事務局 1点目の全体的な把握でございます。

生産緑地につきましては、この地図を全体としても見ていただければわかるんですけれども、市としては、この生産緑地について十分把握しております。例えば、前のそこも生産緑地ですね、寺戸のこのあたりですと竹やぶが多ございまして、あとは一団の野菜をつくっておられる農地、また米作をされているところとかということで十分把握はいたしております。

全体的なバランスということについては、生産緑地は、ここということによって決定や解除をしますのでバランスとしてどうかという評価は非常に難しいかなと。

ただ、一団で残っている区域については、やはり貴重なスペースですので、できる限り保存できるよう努めてまいりたいと考えております。

○事務局 寺区－１の関係について説明申し上げます。

ちょっとここで謝らせていただきたいんですが、議案書の４ページに寺区－１の地図をつけておるんですが、実は今の現況にはなっておりません。山田先生のほうからも御案内がありましたように、区画整理事業区域内でございまして、道路が新たにもうでき上がっておりますので、若干現況とこの地図が違うのをここで謝らせていただきます。

それでは、寺区－１の特に小作権解除について説明させていただきますが、この小作をされていた方は、従前にお隣の方が小作をされておりました。資料の４ページの経過と理由の寺区－１の中の２段目の所有者の方の申し出の理由の中に、小作の方の名前が書かれていると思うんですけども、上の所有者と同じ名前になっております。この小作をされていた方が病気をされまして、病気の内容は存じ上げてますが、個人情報ですのでちょっと申し上げませんが、そういったことで、所有者の方に農業を継続してやっていただけないかという話もさせていただきましたが、実は、お勤めもされてまして、農家と他の仕事をお持ちの方と、これ以上、農業にも手を広げられないということもございました。

ということで、農業委員会にもそういう農業をされる方のあっせんの依頼をさせていただきましたが、やはり今なかなかこういうことをやろうと。それも生産緑地の場合は、長期間継続していただかなければいけないということがございますので、１年、２年の話ではございません。それが前提でございますので、小作をするといっても長期間していただくという保証があることが前提で申し上げますので、そういう中で、新たな小作をされる方がなかったという状況でございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

まず、最初のほうの防災計画との関連ということでいきますと、通常防災計画のこういうオープンスペースだとか避難場所だとか小学校だとか高校だとか指定されている部分がありますが、一般緑地の中にこの生産緑地は含まれているんでしょうか。特

に明確に生産緑地というのは、そういう中には入っているのでしょうか。

○事務局 防災協力農地ということで御協力いただいている分はございます。災害が起きたときに、すぐにそこで仮設テントを張ったりとか、そういうことに使える農地については御協力いただいております。

○会長 他、いかがでございますでしょうか。どうぞ。

○委員 私も被災地へ行ってきまして、一緒に今まで地域で住んでおられた方が、その全体が被災に遭われたら、できるだけみんな一緒のところに仮設というか住みたいというようなこともありますので、そういう防災から見ると、本当にある程度の土地が要るなど。体育館とか、いろんな物がありますけど、今の既設の公共住宅、公共施設では、なかなか数千人の大被災に仮設住宅とか避難場所というのは、なりにくいのですので、やっぱり私は、先ほど一番最初に言いましたけども、防災と自治体のいろいろな計画、そこから見てこれだけあるもの、このあるものを向日市としては、ここは残していきたいというそういう計画みたいなものをしっかりとおいてほしい。その辺、もう少しイニシアチブをとっていくことが必要ではないかなと。

今、非常に市民の方も心配されておられますので、先日の台風18号の浸水でもああいうふうなひどい浸水がありましたから、そういう意味で考えてみても、これだけしか生産緑地として残ってないということでは、農業にも残して欲しいし、そういう農業に代わる使い方としてもきちっと、毎回毎回、生産緑地地区の変更のときに非常にづらい思いでここに臨んでいるわけなんですよね。やっぱりできることなら残して行って子供たちにも農業で働いておられる方の姿とかを見せていくということが非常に大事ですので、できることなら向日市の全ての小学校区で体験とかができるようなそういったものも教育にも必要ですし、あらゆる面で生産緑地を本当に残すということ少ない農業従事者の方々にきちっと分かっていただけて、本当に大変だと思うんですけどね、市の姿勢というものを貫いていただきたいなというふうに、これは要望ですので、お願いしたいと思います。

○会長 要望ということで承りをいたしました。

○委員 要望で結構です。

○会長 他に。西田委員どうぞ。

○委員 いろんな要望が出てくると思うんですよね。審議会としては生産緑地を設定するか設定しないかという判断をするというのが審議会ですので、後はどういう具

合に活用するとか、あるいは場合によっては、それを借地するとか何とかというのは、ある意味で別の部会の話になると思うので、その辺で議員の先生方ですね、当然お金もかかりますから、我々お金は落とせへんから議論の余地はありませんので、お金の使い方も含めて、他のいろんな部門と部署との関係で、いろんなアイデアなり施策を議員の先生方は考えていただいて、もっと積極的にこの生産緑地を残してもらう計画を考えていただきたい。議員の方が行政の方に頼んでも、多分、今までもできなかったということは、今後も余りできる可能性が少ないだろうと思うので、それは皆さんいろんな利害関係あると思うからね、当然何を重点にするかというのは、これはそれぞれの審議によると思うんですけども、我々生産緑地を設定する側からすると、せっかく設定したんだから、やっぱりできるだけ残るような施策を皆さん方、行政の方もそうですし、議員の方も積極的に考えていただかないと、ここでどうなってるんやといっても、ここは審議になるところで設定したということが1つの我々の責務としてはありますけれども、後、本当に残して欲しいという点についての具体的なやり方については、むしろ我々もお願いしたいというように思いますので、ひとつよろしく。

○会長　　どうもありがとうございます。議員の先生方、よろしくお願い申し上げます。

○委員　　子供たちが全く農業とか知らずに大人になっていく人がどんどんふえて、学校教育でも今、ビオトープをしようとか頑張っているんですが、なかなか教育委員会がうんと言わないということで、行政と市民の保護者とか地域の人の声が一体にならないと、私たち議会も頑張ってますし、私も田んぼを1反借りて子供会で長いことやっているんですけど、カマで手を切る子もあって、なかなか勇気が要るんですね。

学校教育でも、セミとかカブトムシも触ったことなく大人になる子が増えてきていて、10歳ぐらいの野球少年の子らがカブトムシをよう触らないということで、これはあれって、どうなってるかなと思うような時代になってきてますので、人間形成に大事な農業とか林業とかそういうものを経済性だけではなくて、行政もある程度借地をして、そういう休耕田なりを子供たちが農業に関心を持つ、感謝をするということで、そういうことにお金をかけてもやっていく。教育委員会もタイアップして農家の方に教えていただいて、農家の方々が指導していただいて協力してくださってる場面も多々あるんですけど、そういうのをもっと活発にして、ぜひ将来、農業にいそしむ

人たちをつくっていくという気持ちで林業もぜひかかわってもらうように、タケノコの産地ですし、そういうことをもっともっと教育と行政が一緒になってやってくれたらいいなというふうに思いましたし、市議会もそういうことでいろんな方がいろんな提案をしているんですけど、なかなか予算化されないということがありますので、ぜひ審議会の皆さんからもお声をもっと上げていただけたらと、反対にお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○会長　いろいろ御意見いただきまして、他都市でも生産緑地が減っていくというのは、どことしても同じ問題を抱えていますので、ぜひとも広域で知恵を合わせて実現可能にしていければというふうに思います。

他、いかがでございますでしょうか。

それと、この資料ですけれども、個人名が入ってますので、これは取り扱い注意ということでよろしいですか。所有者の方のお名前が入ってますので、資料については取り扱い注意ということで委員の先生方にはお願いすると。

それでは、他ございませんでしょうか。

それでは、御意見と御質問出尽くしたようでございます。審議をお諮りいたします。議案第1号につきまして、案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○会長　ありがとうございました。

よって、ただいまの議案第1号につきましては可決をいたしました。

本日の審議の予定の議題は以上でございます。以上をもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。

きょうは、皆様方の御活発な御意見を御忌憚なくいただきまして、スムーズに会議を終えることができました。まことにありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会につきまして事務局のほうにお返しいたします。

○事務局　それでは、皆さん、長時間になりました、いろいろ御意見いただきありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会をこれで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 午後 3 時 1 5 分